

キタ・ミナミ・本町エリアにおける自転車等駐輪場管理運営業務受託者募集提案に関する質問・回答

No.	質 問	回 答
1	本町エリアに関しまして、今回設置予定箇所の中央大通挟んで向かい側に現在約170台供用中ですが、収入予測の参考にさせていただきたい為、本箇所の2018年度の収入実績をご教授いただけますでしょうか。	【別添1】のとおりです。なお、収入実績につきましては、駐輪事業者の報告を受けて作成しております。
2	過去の収支実績とその項目の内訳をご教授いただけますでしょうか。(納付金含む)また、収入実績に関しましては、エリア毎(募集要項附属資料の駐輪場整備予定箇所計画図毎)にいただけますでしょうか。	【別添2】のとおりです。なお、収入実績につきましては、駐輪事業者の報告を受けて作成しております。 支出につきましては、事業者からの報告対象としておりませんので、各事業者において見込んでください。
3	利用状況に関しまして、エリア毎(募集要項附属資料の駐輪場整備予定箇所計画図毎)に過去年間の利用台数(無料時間利用、有料時間利用別)をいただけますでしょうか。	【別添3】のとおりです。
4	募集要項(8)①新設箇所について 駐輪器具への一次電源引込先をご教示ください。	電力事業者と調整してください。
5	本町エリアに関しまして、現在西船場JCT基礎工事をされておりますが、植栽等を復旧する際に、各ブロックへ事前埋設配管を施工して頂くことは可能でしょうか？ また、東側歩道の一時撤去されている関電キャブ(配電装置2箇所)は復旧予定でしょうか？ また、復旧される場合は高压でしょうか？ 低压でしょうか？	各駐輪区画間は埋設管を設置予定です。 復旧など詳細については、電力事業者へ確認してください。
6	関西電力引込電源ですが、ワットメーターが必要の為ポールにメーターBOXを設置してもよろしいでしょうか？	問題ありません。
7	電線管は既設の配管を流用してもよろしいでしょうか？	募集要項5ページ(9)供用中箇所の引き継ぎのとおりですが、要項附属資料4の基準を満たさない場合は、再整備が必要となります。
8	難波中1の路盤に敷いている鉄板は流用してもよろしいでしょうか？	募集要項5ページ(9)供用中箇所の引き継ぎのとおりです。
9	募集要項5ページ(9)供用中箇所の引き継ぎ ・駐輪機器、防犯カメラ満空表示等計画地に設置する固定物に関して中古品の利活用は可能でしょうか？	事業期間使用できれば問題ありません。なお、新品、中古品問わず、本市との協議が必要となります。
10	募集要項(8)①新設箇所について 駐輪器具等について、共用中箇所は引継ぎで既存機器を譲渡との記載はありますが新設箇所については新品機器を使用という理解でよろしいでしょうか。	
11	募集要項P5(9)の供用中箇所の引き継ぎに関しまして、供用中の駐輪場で前事業者から引継ぎ出来ない設備、施設(例:埋設配管等)はありますか？	キタエリアにつきまして、引き継ぎの際に再整備が必要となる箇所は、【別添4】のとおりです。以下に詳細を説明します。 別紙①:北浜の植栽裏6箇所に駐輪機を繋ぐ為の露出配管があります。 別紙②:キタエリア7の1,2を繋ぐ為に縁石沿いに露出配管があります。 別紙③:旧3エリアに一次電源引込のプルボックスが残留しております。 イルミネーション関連の詳細は、別紙③及び④に記載しております。 別紙⑤:浅層埋設管について、位置図及び図面で記載しております。 ミナミエリアにつきましては、特にございません。
12	キタエリア北浜に関しまして植栽4箇所に露出配管がありますが、既設流用は可能でしょうか？	要項附属資料4の基準を満たすよう、再整備してください。
13	キタエリア7-Cに関して、現在縁石沿いに露出配管がありますが、既設流用で可能でしょうか。	要項附属資料4の基準を満たすよう、再整備してください。
14	『募集要項5事業の基本条件(9)供用中箇所の引き継ぎ』において、「駐輪器具等を前事業者から引き継ぐ場合」とありますが、事業者間で交渉すれば、現在そのまま利用しても良いのでしょうか。また、現事業者が引き続き選定された場合、駐輪器具等は撤去することなく現状のまま使用できると考えて良いのでしょうか。	利用者の影響を考え駐輪機器を引き継ぐことは可能ですが、運営事業期間の使用ができるか機器を一度すべて取り外し、点検後再設置が必要になります。
15	募集要項P13の納付金の価格提案に関しまして、運営事業期間における納付金を表示して下さいとありますが、運営期間の総合計金額との認識でよろしいでしょうか。その場合には各年度での納付金額はどのような金額になるのでしょうか。(例:キタエリアは既存と新設で事業期間が異なる)また、決定後に各年度の納付金額の協議は可能でしょうか？(運営事業期間の総合計金額は提案額と同額として)	お見込みのとおりです。各年度の納付金額については、事業者決定後、本市と協議し、決定します。
16	様式第7号の価格提案書に関しまして、応募価格に関しては手書きによる記載でも可能でしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	質 問	回 答
17	様式6の管理運営実績につきまして、管理の①に「人」との表示がありますが、「有人」の間違いとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	キタエリア11-Cは現在駐輪機が設置されておりましたが、どのような状況でしょうか。	現在、沿道の工事のため、令和2年5月(予定)まで駐輪機器を一時的に撤去している状況です。復旧までの期間は、原因者より費用弁償を駐輪事業者が受けておりますので、それを含めて引き継いでいただくことになります。
19	キタエリア新設2箇所の図面(CADデータ含む)は、ございますでしょうか。また、精算機を設置すると予定台数40台から減少すると考えられますが、台数は提案図面の台数で考慮すればよろしいでしょうか。	キタエリア新設2箇所の図面につきましては、データの送付が漏れておりましたので、先日図面データを送付させていただいた事業者宛てに別途、送付いたしました。
20	募集要項P1の予定台数ですが、自転車1台につき0.4mとして算出しており、自動精算機器類の設置に要するスペースなどを考慮していますとの記載がございます。本町エリアの計画平面図で寸法から台数を算出すると精算機のスペースが無いように見受けられます。精算機を設置すると予定台数152台から減少すると考えられますが、台数は提案図面の台数で考慮すればよろしいでしょうか。	予定台数に精算機のスペースは見込んでおりませんので、精算機を設置することを見込んで算定してください。
21	要項附属資料3 第26条に「第18条第1項」と記載がございますが、「第17条」の誤りでしょうか。	お見込みのとおりです。要項附属資料3 第26条中の記載につきましては、第18条第1項は誤りで、正しくは第17条第1項です。 【別添5】のとおり、修正しております。
22	募集要項のキタエリア既設台数において自転車1,121台、原付44台とありますが、要項附属資料1の図面の台数を算出すると自転車1,107台、原付58台となります。どちらの台数で算出すればよろしいでしょうか。	キタエリアの既設台数につきましては、要項附属資料1の図面の台数を算定したとおりの自転車1,107台、原付58台でございます。
23	『募集要項3事業の内容(5)利用率向上のための取組み』において、「キャッシュレス対応の精算機を設置してください。」とあります。また、『募集要項5事業の基本条件(12)利用種別及び利用料金の設定』において、「電子マネー、プリペイドカード並びに回数券等の採用は可能です。」と記載されておりますが、前記の「キャッシュレス対応の精算機」とは、電子マネー、プリペイドカード、回数券以外のキャッシュレス対応を想定されておられるのでしょうか。具体例をお願いいたします。	キャッシュレスの機能を有しておりましたら、特定の機能を定めていないので、事業者が用意できるもので結構です。
24	「キャッシュレス対応の精算機」について、例えばクレジットカードは使えないが、交通系ICカードは使える様なもので問題ないでしょうか。	